

救急科から救命救急処置に関するお知らせ

院内救急救命士による救急救命処置を実施しています

◎対象となる患者さん:

救急外来で救急科が診療を行なう患者さん

院内で救急科に診療要請があった患者さん

ドクターカー要請があった患者さん

飯塚病院からの転院搬送の患者さん

『院内救急救命士による救急救命処置範囲の拡大に関して』

飯塚病院では、院内に救急救命士の国家資格を持った職員が診療に従事しています。消防署で勤務する救急救命士には法律で救急救命処置が認められています。病院に勤務する救急救命士には認められていません。法律で認められた救急救命士が可能な救急救命処置のなかで、倫理委員会の承認を得て院内救急救命士が救急外来、ドクターカー活動範囲、救急車内および要請があった場所で処置を行なっています。処置内容に関しては消防署の救急救命士と同様に、医師の評価を受けて検証を行なっています。消防署の救急救命士と同様に院内の救急救命士も地域医療に貢献して行きたいと考えています。救命救急処置内容の分類を変更しました。

分類変更開始:2021 年 10 月 1 日から

救命救急処置

医師の具体的な指示で行なう処置(医師の監視下)

- ① 自動体外式除細動器による除細動
- ② 経鼻エアウェイによる気道確保
- ③ 骨折の固定
- ④ 静脈路確保・採血および輸液

医師の具体的な指示で行う処置(医師の監視不要)

- ① 血糖測定器を用いた血糖測定
- ② 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージの施行
- ③ 気管内チューブを通じた気管吸引
- ④ 酸素吸入器による酸素投与
- ⑤ バックバルブマスクによる人工呼吸
- ⑥ 用手法による気道確保
- ⑦ 口腔内の吸引

医師の包括的な指示で行なう処置(医師のチェック不要)

- ① 血圧計の使用による血圧の測定
- ② 聴診器の使用による呼吸音の聴取
- ③ 心電計の使用による心拍動の観察
- ④ パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- ⑤ 胸骨圧迫
- ⑥ 圧迫止血
- ⑦ 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
- ⑧ 必要な体位の維持、安静の維持、保温